

# PwC Tax Newsletter, Issue no. 4/2021

## In this issue:

2021 年 9 月から 12 月までの  
税務動向

1. 追加の費用控除およびその他費用控除 (P.1)
2. 税額控除 (P.4)
3. 付加価値税にかかる貸倒償却の新たな基準および条件 (P.5)
4. イータックスシステムへの投資に関する追加条件 (P.5)
5. 特別開発地区 (P.6)

## 2021 年 9 月から 12 月までの税務動向

### 1. 追加の費用控除およびその他費用控除

- インダストリー4.0 へ向けた、人材育成推進センター (Personnel Development Promotion Centre : 以下 PDPC) への寄付

勅令第 737 号が発効され、企業が 2021 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの間に教育機関が設立した PDPC へ以下の資産を寄附する場合に、200% の費用控除が認められました。

- インダストリー4.0 の自動化システムための機械、部品、設備および器具
- インダストリー4.0 の自動化システムのための機械に接続するコンピューターソフトウェア

機械は、機械法により定義され、全てではありませんが大部分の工業用、商業用および科学用機械が対象になります。ただし、車両は対象外になります。

「教育機関」とは、国公立教育機関、法令に基づく私立大学、私立学校を指しますが、許認可のない学校は除きます。

上記に加え、企業の収益額に応じた基準額に応じて、さらなる費用控除が認められます。

ただし、費用控除の総額は、以下のいずれか少ない金額を超えることはできません。

(i) 他の勅令に基づいて付与された 100% および 200% の追加費用控除を適用する前の当期純利益で、慈善事業、公益および教育やスポーツのための寄附金を費用控除する前の当期純利益の 10% を超えない金額

(ii) 1 億バーツ

さらに、2021 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日の間に本規定に基づいて寄附を行った法人に対し、寄附に関連する資産の譲渡および商品の販売に対する所得税、付加価値税の免除が認められます。ただし、これらの資産または商品の取得原価は、損金算入の扱いとはできません。

本規定に基づく税制優遇を利用する法人は、これらの資産を慈善、公益、教育またはスポーツのための費用として控除したり、全部または一部でも、歳入法典に基づいて施行されたその他税務規則や投資促進法、特定産業競争力強化法ならびに東部特別開発地区法に基づく税務恩典の対象として使用することはできません。

本税務恩典に関する規定や条件は歳入局長官により規定されます。

## • 自動化への投資

勅令第 738 号が発効され、法人の自動化システムにおける機械、および機械に接続するコンピューターソフトウェアの投資に対して、100%の追加費用控除が認められました。

本追加費用控除は、歳入局長官により定められた条件および基準に従い、2021 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日の間に、実際に支払われた金額に基づきます。

機械は、機械法により定義され、全てではありませんが大部分の工業用、商業用および科学用機械が対象になります。ただし、車両は対象外になります。

「自動化」とは、コンピュータープログラムの制御により、コンピュータープログラムと機械の間でデータ接続がある場合に、複数の機械に自動的に協働をさせる事が可能なシステムを意味します。

対象となる機械およびコンピュータープログラムは以下の条件を満たす必要があります。

1. 歳入局長官が定めた機関により認定された自動化投資プロジェクトに従っている。
2. 過去に未使用で、2022 年 12 月 31 日までに使用可能な状態である。
3. タイ国内に所在している。
4. 全部または部分的に、歳入法典に基づいて発行された機械およびコンピュータープログラムに対するその他の税務恩典の対象ではない。
5. 全部または部分的に、投資奨励法、特定産業競争力強化法および東部特別開発地区法の下で、法人税免税の対象となる事業に使用されていない。

本税務恩典を受けようとする法人は、歳入局長官が定める基準および条件に従い、投資計画および支払い計画を作成し、歳入局長官に通知することが求められます。

法人がいずれかの会計期間において、上記の基準および条件を満たさない場

合には、税務恩典を受けている最初の会計期間より税務恩典の効力を失います。その場合、該当する会計期間の法人税申告書の再提出が必要となります。しかし、資産が売却、損傷、または存在しなくなった場合、税務恩典はその事象が発生した会計期間に終了しますが、その場合、既に適用済みの税務恩典については、再計算を行う必要はありません。

## • 高度人材の雇用

勅令第 739 号が発効され、特定産業競争力強化に関する法律の下で、対象産業の事業を行う法人が、科学、技術、工学、数学の分野で高度な技能を有する従業員を雇用する場合、雇用契約に基づき支払われる給与に対して 50%の追加経費用控除が認められました。

本追加費用控除は、歳入局長が定める基準および条件に基づき、2021 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までに支払われた 10 万バーツを超えない金額に対して認められます。

対象となる従業員の条件は以下のとおりです。

1. 歳入局長官の認める機関により、科学、技術、工学または数学の分野において高度の技能を有する職員として認定され、その地位において勤務する者。
2. 雇用契約に基づき、2021 年 1 月 1 日から 2022 年 12 月 31 日までの間勤務する者。
3. 2 の雇用契約に基づく雇用開始前 1 年間の期間において、当該法人の従業員ではないこと。

## • 研修費用

勅令第 740 号が発効され、法人に対し、従業員の教育および研修のため、従業員を歳入局長官により定められた政府機関が承認するコースへ参加させる費用や、従業員のために研修を手配する費用に対して、150%の追加費用控除が認められました。

これは、歳入局長官が定める基準および条件に基づき、2021年1月1日から2022年12月31日までに発生した費用に適用されます。

本税務恩典を利用する法人は、これらの経費の全部または部分的に、投資奨励法、特定産業競争力強化法および東部特別開発地区法の下で、法人税免税の対象となる事業に使用することはできません。

- **Siriraj Foundation および Chulabhorn Foundation への電子的寄附**

勅令第741号が発効され、法人や個人に対し2021年11月30日から2022年12月31日まで間にSiriraj Foundation および Chulabhorn Foundation へ電子寄附システムを通じて行われた寄附に対し、以下のとおり費用控除が認められました。

- 個人に対しては、現金による電子寄附に対し、費用や手当を控除した課税所得から200%の費用控除が認められます。ただし、これらの寄附は、その他の勅令により認められた200%の費用控除と併せて費用や手当を控除した課税所得の10%を上限とします。
- 法人に対しては、現金または資産による電子寄附に対し200%の費用控除が認められます。これらの寄附は、その他の勅令により認められた200%の費用控除と併せて、慈善、公益、教育、スポーツのための寄付金を控除する前の純利益の10%を上限とします。

また、法人および個人が、2021年11月30日から2022年12月31日の間に上記の基金に対して行う寄附に関する財産の移転や、商品の販売、契約の実施を行う場合に生じる収益に対して、法人所得税、個人所得税、付加価値税、特定事業税および印紙税の免除が認められます。しかし、寄附者は上記の財産や商品の取得コストを法人税・所得

税の計算上の損金として扱うことはできません。

本法に基づく税務恩典を適用する場合、その他の法に基づく寄附に対する税制上の優遇措置を適用することはできません。

- **コンピュータープログラムおよびそのサービス使用のための費用**

勅令第725号が発効され、中小企業(SME)に対し、2021年1月1日から2022年12月31日までの会計期間、デジタル経済振興局に登録されているコンピュータープログラムプロバイダーまたはコンピュータープログラムを作成する契約者および販売業者に対する支払に100%追加費用控除が認められます。対象となる取引は、コンピュータープログラムの購入、貸借およびコンピュータープログラムの使用のために支払われる、10万バーツを超えない部分になります。

本税制優遇措置は歳入局長官により、予め定められた規定や条件に従います。

上記の税制優遇措置の対象となる為には、SMEは以下の要件を満たす必要があります。

- いずれの会計年度末においても払込資本金が500万バーツを超えないこと。
- いずれの会計年度においても「商品の販売およびサービスの提供」による収入が3,000万バーツを超えないこと。

加えて、SMEは、全部または一部の、歳入法典に基づく他のコンピュータープログラムに関する税制優遇措置および投資促進法、特定産業競争力強化法ならびに東部特別開発地区法に基づく税務恩典を受けてはなりません。

- **前科者の雇用**

勅令第726号が発効され、法人に刑期を終えて3年以内の前科者を雇用する為に支払われた経費に対し、1人当たり

月 15,000 パーツを上限として、50%の追加費用控除が認められました。本税務恩典は 2021 年 1 月 1 日以降、2021 年 12 月 31 日までに始まる会計期間に適用されます。

上記の税制優遇措置を受けるためには、法人は当該前科者が雇用された月から所得税の恩典を受けることができる会計期間の最終月までの期間において、歳入法第 40 条(1)に基づく給与および賃金、または歳入法第 40 条(2)に基づく請負、雇用又はサービス提供による支払いに係る源泉徴収票をオンラインにより提出する必要があります。

## 2. 免税措置

### • 特定事業税 (SBT) および印紙税の免除- 収用による不動産の売却

勅令第 736 号が発効され、企業に対し「不動産の収用および取得法 2019 (Expropriation and Acquisition of Immovable Property Act B.E. 2562)」に基づき、2019 年 5 月 30 日以降に事業用不動産の収用による売却から得られる対価および所得に対し、SBT の免除を認めました。

また、上記法律に基づき、不動産の売却、および元の所有者もしくは相続人への返還に関して 2019 年 5 月 30 日以降に作成された証書に対し、印紙税の免除が認められます。

### • 社会的企業に対する免税措置

社会的企業を支援、促進するため、勅令第 735 号が発効され、2021 年 11 月 9 日より社会的企業および社会的企業に対して投資または寄付を行う一般企業への優遇税制が認められました。

社会的企業とは、社会的目的のため商品の製造、販売およびサービスの提供を行うためにタイの法律に基づいて設立された非営利の法人またはパートナーシップで、かつ「社会的企業促進法 2019 (Social Enterprise Promotion Act B.E.

また、本税務恩典を適用した場合、法人は歳入法のもと発効されたその他の勅令により、従業員を雇用する事により発生する経費の支払いに関するその他の所得税の恩典を、全部または一部的に行使する権利を有しません。

法人がこれらの基準および条件を遵守しない場合には、本税務恩典を受ける権利は失効し、権利行使を行った会計期間の課税所得における収入に、追加費用控除額を含めなければなりません。

2562)に基づき社会的企業として登録されていること。

#### - 社会的企業に対する優遇税制

社会的目的を主たる目的とし、パートナーや株主に利益分配を行わない非営利の社会的企業に対し、設立日より純利益に対する法人所得税の非課税措置が認められました。

#### - 認定された社会的企業の投資家に対する優遇税制

認定された社会的企業に投資する個人に対し、課税年度一件当たり 10 万バーツを上限とする所得控除が認められます。

認定された社会的企業に投資する法人に対し、投資額と同額の費用控除が認められます。

上記の税制優遇措置の対象となるには、個人および法人は、特別の事情がある場合を除き、当該社会的企業が解散するまで、パートナーまたは株主である事が求められます。

#### - 認定された社会的企業にオンラインで寄附を行う法人に対する優遇税制

2021年11月9日から2023年12月31日までの間に、認定された社会的企業に、オンラインによる現金または現物(電子寄附)の寄附を行った法人に対し、費用控除が認められます。ただし、これらの寄附金は、チャリティおよび公共利益のための寄附金との合計額で、純利益の2%を上限とします。

- Social Enterprise Promotion Fundにオンラインで寄附を行う個人および法人に対する税制優遇措置

2021年11月9日から2023年12月31日までの間、Social Enterprise Promotion Fundへのオンライン寄附(電子寄附)に対し、以下のとおり控除が認められます。

- (i) 個人の場合、電子寄附は現金で行う必要があり、その他の慈善、公益のための寄附および国公立病院または教育機関への寄附と合わせて、純所得(手当やその他控除を控

除した課税所得)の10%を上限とします。

- (ii) 法人の場合、電子寄附は現金または資産で行うことができ、その他の慈善または公益のための寄附と合わせて、純利益の2%を上限とします。

#### – その他税制優遇措置

個人および法人に対し、2021年11月9日から2023年12月31日までの間に、認定された社会的企業への資産の電子寄附、資産の譲渡またはSocial Enterprise Promotion Fundへの資産の電子寄附を行う場合、個人所得税、法人所得税、付加価値税、特定事業税および印紙税の免除が認められます。ただし、上記の寄附の対象となる資産の取得価額は、個人所得税および法人所得税のそれぞれの計算において損金として計上することはできません。

### 3. 付加価値税にかかる貸倒償却の新たな基準および条件

[Tax insight No.12/2021](#)に記載のとおり、改正省令第186号(省令第374号の改訂)が発効され、法人所得税上、不良債権を税務上の損金として貸倒償却するための基準および条件が規定されました。

付加価値税上の貸倒償却の扱いについて、歳入局長通達第85号(歳入局長通達第242号の改訂)が発効され、基準

の適用対象となる債権の分類が変更され、最高金額レンジおよび中間金額レンジの貸倒償却を裏付けるために必要な証拠に関連する新たな基準が規定されました。新たな基準および条件は、法人所得税の貸倒償却と同様です。

本告示は、2021年12月1日以後に開始する各課税年度より適用されます。

### 4. イータックスシステムへの投資に関する追加条件

2021年5月25日に公布された勅令第718号では、法人が2020年1月1日から2022年12月31日までの間、e-タックスインボイス、e-レシート、e-withholding taxに使用する資産への投資およびこれらのサービスの使用に係る費用として支払われる額に対して100%の追加費用控除を認めています。

詳しくは [Tax insight No. 17/2021](#) を参照ください。

2021年9月8日に歳入局長通達第406号が発効され、本税制優遇措置の適用の基準、条件と併せて投資および支払明細の提出期限等が規定されました。詳しくは [Tax insight No. 27/2021](#) を参照ください。

尚、2021年12月1日付で歳入局長通達第410号が発効され、2019年1月2日以降2020年8月4日までに決算期が始まり、かつ当該税制優遇措置を適用する法人に対して、法人所得税申告

後2021年12月31日までに、歳入局のウェブサイトで告示されている様式に従い、投資および支払明細書を作成することを義務付けました。

## 5. 特別開発地区

### • 勅令第727号

事業所が特定開発地域(ナラティワート、パッタニー、ヤラー、およびソンクラーの一部地域)に所在し、2021年から2023年まで歳入法典第40条7項および8項に基づき当該区域において製造、製品の販売または役務の提供から所得を得ている個人納税義務者は、課税所得に対して0.1%の所得税を納税し、その金額を年間の個人所得税の計算から除外することを選択できます。

2021年から2023年までの間に、特定開発地域内の不動産を売却して得た個人所得に対する源泉徴収税率は0.1%に引き下げられます。さらに、当該所得は、年間の個人所得税計算に含める必要はありません。

上記の特定開発地域に事業所を有し、当該開発地域内において製造、製品の販売または役務の提供により所得を得る法人は、2021年1月1日以後開始する2021年会計年度から2023年12月31日以後に終了する2023年会計年度までの間、法人所得税が純利益の3%になります。

2021年1月1日から2023年12月31までの間に特定開発地域に所在する不動産を商業目的および営利目的で売却した場合、特定事業税の税率が0.1%に引き下げられます。

### • 勅令第728号

特定開発地域(ナラティワート、パッタニー、ヤラー、およびソンクラーの一部地域)に所在する個人および法人に対し、

個人については2021年1月1日から2023年12月31日まで、法人については会計期間が2021年1月1日から2023年12月31日までに開始する複数会計年度中は、CCTV装置の取得費用の100%の追加控除が認められました。

### • 勅令第729号、730号

特定開発地域(ナラティワート、パッタニー、ヤラー)内の法人には以下の恩典が付与されます。

- 新たな設備投資(機械、コンピュータープログラム、登録車両、建物など)に対する100%の追加費用控除。これらの資産は2023年12月31日までに取得し使用可能な状態である必要がありますが、機械と建物はその限りではありません。但し、すべての支払いが2021年1月1日から2023年12月31日までの間に行われる必要があります。
- 生産工程やサービスの基礎となる技術を使用した「ターゲット産業」を促進する対象事業に従事する法人は、各会計年度の総所得の80%以上が対象事業から生じていることを前提に、対象事業から生じた所得について法人税が5会計年度にわたって免除されます。2021年1月1日から2023年12月31日までに設立される、特定開発地域内で事業を営む法人またはパートナーシップがこの税務恩恵を受けることができます

### • 勅令第731号

特定開発地域(ナラティワート、パッタニー、ヤラー)内の企業に勤める熟練技術

者・専門家は2021年1月1日から2023年12月31日の期間の課税所得に対して、3%の一定税率で個人所得税が課せられます。

また、特定開発地域に所在しない法人であっても、当該特定開発地域内の法人

またはパートナーシップの株式へ投資を行い、その投資資金が当該特定開発区域内の事業のみに使用される場合に限り、2021年1月1日から2023年12月31日までの間に支払われた金額について、200%の追加費用控除が認められます

### 過去のタックスインサイトにてご案内済の税務ニュース

(過去のタックスインサイト <https://www.pwc.com/th/en/pwc-tax-legal-insights/2021.html>)

- 新型コロナウィルス(COVID-19)感染拡大-オンラインによる各種税務申告期限延長と関連情報および付加価値税(VAT)率7%の期限延長  
([Tax Insight No.25/2021](#))
- 各種税制改正情報  
([Tax Insight No.26/2021](#))
- 各種税制改正情報  
([Tax Insight No.27/2021](#))
- 移転価格ローカルファイルの内容要件の発表  
([Tax Insight No.28/2021](#))
- 二重課税防止協定の相互協議に基づく還付請求期限の延長  
([Tax Insight No.29/2021](#))
- 電子文書にかかる印紙税  
([Tax Insight No.30/2021](#))
- 歳入法典に基づく不服申立てとその審理に関する改正規則の公布  
([Tax Insight No.31/2021](#))
- 移転価格 国別報告事項(CbCR)の規定発表  
([Tax Insight No.32/2021](#))
- タイ税関ワン・ストップ・サービスが2026年9月30日まで延長  
([Tax Insight No.33/2021](#))
- 物品税対象製品に係る希望小売価格通知フォームの改訂  
([Tax Insight No. 34/2021](#))
- 輸出管理法の新たな規制措置  
([Tax Insight No. 35/2021](#))
- 税務上の追加費用控除  
([Tax Insight No.36/2021](#))
- 情報交換規定  
([Tax Insight No.37/2021](#))
- 情報交換に関する規定  
([Tax Insight No.38/2021](#))
- デジタルサービスに係るVAT(付加価値税)のオンラインによる申告納税期限の延長  
([Tax Insight No.39/2021](#))
- 地域的な包括的経済連携(RCEP)協定がタイで2022年1月1日より発効  
([Tax Insight No.40/2021](#))

## Contact us

### Tax Mergers and Acquisitions

- Paul B.A. Stitt, Partner ext. 1119
- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303
- Orawan Phanitpojamarn, Associate Partner ext. 1017

### Tax Reporting & Strategy

- Somsak Anakkasela, Partner ext. 1253
- Sudarat Isarakul, Partner ext. 1024
- Wutinon Trisrisak, Associate Partner ext. 1294

### Indirect Tax Services

- Somsak Anakkasela, Partner ext. 1253
- Wutinon Trisrisak, Associate Partner ext. 1294

### Financial Services

- Orawan Fongasira, Partner ext. 1302
- Nopajaree Wattananukit, Associate Partner ext. 1396

### Legal Services/ BOI Services

- Somboon Weerawutiwong, Lead Partner ext. 1247
- Vunnipa Ruamrangsri, Partner ext. 1284

### U.S. Tax Desk

- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303

### Global Mobility Services

- Jiraporn Chongkamanont, Partner ext. 1189

### Tax Structuring

- Paul B.A. Stitt, Partner ext. 1119
- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303
- Orawan Phanitpojamarn, Associate Partner ext. 1017

### Transfer Pricing

- Peerapat Posyanonda, Partner ext. 1220
- Janaiporn Khantasomboon, Partner ext. 1437
- Niphan Srisukhumbowornchai, Partner ext. 1435
- Panachai Anontanut, Associate Partner ext. 1295

### Business Process Outsourcing Services

- Somsak Anakkasela, Partner ext. 1253

### Tax Dispute Resolution

- Niphan Srisukhumbowornchai, Partner ext. 1435
- Sudarat Isarakul, Partner ext. 1024

### Japanese Business Desk

- Atsushi Uozumi, Partner ext. 1157
- Jun Takebe, Associate Partner ext. 1209

### Chinese Tax Desk

- Vanida Vasuwanichchanchai, Partner ext. 1303

### Customs & Trade

- Paul Sumner, Partner ext. 1305

**15th Floor Bangkok City Tower  
179/74-80 South Sathorn Road  
Bangkok 10120**

**Tel: +66 (0) 2844 1000**

**Fax: +66 (0) 2286 6666**

**Website: <http://www.pwc.com/th>**

- **Paul Stitt, Partner ext. 1119**

**E-mail: [paul.stitt@pwc.com](mailto:paul.stitt@pwc.com)**

より詳しい情報、または個別案件への取り組みにつきましては下記担当者にご連絡ください。

PricewaterhouseCoopers  
(Tel) 0 2844 1000 / (Fax) 0 2286 2666

日本企業部 (Direct Telephone)

魚住 篤志 (0 2844 1157/Mobile:08 18220338)	<a href="mailto:atsushi.uozumi@pwc.com">atsushi.uozumi@pwc.com</a>
武部 純 (0 2844 1209/Mobile:08 48747425)	<a href="mailto:jun.takebe@pwc.com">jun.takebe@pwc.com</a>
加藤 夏樹 (0 2844 1268/Mobile:06 5936 6202)	<a href="mailto:natsuki.k.kato@pwc.com">natsuki.k.kato@pwc.com</a>
小島 大佑 (0 2844 1269/Mobile:08 45554601)	<a href="mailto:daisuke.k.kojima@pwc.com">daisuke.k.kojima@pwc.com</a>
名賀石 樹 (0 2844 1366/Mobile:09 2249 0014)	<a href="mailto:tatsuki.nakaishi@pwc.com">tatsuki.nakaishi@pwc.com</a>
松永 大輔 (0 2844 1276/Mobile: 06 14025042)	<a href="mailto:daisuke.m.matsunaga@pwc.com">daisuke.m.matsunaga@pwc.com</a>
木村 洋平 (0 2844 1275/Mobile: 06 55044572)	<a href="mailto:yohei.a.kimura@pwc.com">yohei.a.kimura@pwc.com</a>
原 亜記子 (0 2844 2125/Mobile: 08 02739102)	<a href="mailto:akiko.hara@pwc.com">akiko.hara@pwc.com</a>
川又 麻美 (0 2844 1321)	<a href="mailto:asami.kawamata@pwc.com">asami.kawamata@pwc.com</a>

\* この日本語版レポートは日系企業の皆様を対象に英語版のオリジナルを翻訳したものです。英語版と日本語版との間に齟齬がある場合は英語版を優先します。また、タイ国における法令の改正動向等の情報提供を目的に発行されたものであり、全ての事例に対して適用されない場合があります。特定の案件につきましては、別途弊社までご相談下さい。弊事務所の許可なくこのレポートの全部又は一部を転載することを禁止します。ご不明の点がありましたら、弊事務所(電話番号 : (662) 844-1000)までお問い合わせ下さい。